

「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて

1 経緯

- (1) 「『復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定、以下「基本方針」という。）では、令和3年度から令和7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置付け、国と被災自治体が協力して復興事業がその役割を全うすることを目指すとしており、「第2期復興・創生期間以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで効果的かつ確実に復興を進めること」が明記されている。
- (2) この基本方針では、「復興の状況を踏まえて、3年後を目途に必要な見直しを行う」とされており、復興庁による県と市町に対する進捗調査や見直しに関する協議を経て、令和6年3月19日に「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」として、閣議決定された。

2 本県のスタンス

本県としては、心のケアやコミュニティ再生等ソフト面での課題については、今後も中長期的な取組が必要であると考えていることから、国に対し、復興が完遂するまでの間の支援施策の継続や確実な財源の確保を求めていくこととしている。

3 今後の進め方

- (1) 現行基本方針の見直し
 - 国においては、復興推進委員会の下に有識者によるワーキンググループ、及び被災3県に対しワーキンググループでの検討状況の共有や相互に意見交換を行う場として「県との連絡会」を設置し、検討を進めることとしている。
 - 本県としては、月1回開催されるワーキンググループの前後に開催される「県との連絡会」や知事が委員となっている復興推進委員会において、「2 本県のスタンス」に記載の内容が実現されるよう、働きかけを行っていく。
- (2) 基本方針改定に向けたスケジュール
 - 令和6年11月 復興推進委員会において基本方針（改定骨子案）について議論
 - 令和6年12月 復興推進委員会において基本方針（改定案）について議論、策定
 - 令和8年3月 改定基本方針 閣議決定
- (3) 復興庁の設置期間について

復興庁の設置期間については、現在のところ、復興庁設置法第21条の規定により、令和12年度末となっている。